

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件について（概要）

こども家庭庁成育局保育政策課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

1. 改正の趣旨

- 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に配置する保育教諭その他の職員及びその員数については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律 77 号）第 3 条第 1 項から第 4 項までにおいて、主務省令で定める基準を参酌し、条例で基準を定めることとされている。
- 今般、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐため、「こども未来戦略」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において、「2024 年度から、制度発足以来 75 年間一度も改善されてこなかった 4・5 歳児について、30 対 1 から 25 対 1 への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）」とされたところ。
- これに基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第 2 号）の一部を改正し、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における満 4 歳以上児の職員配置の最低基準について見直しを行うとともに、これも踏まえ、満 3 歳児の職員配置の最低基準についても併せて見直しを行う。
- 一方、地域によっては教育・保育人材の確保に困難を抱えており、基準に見合うだけの職員を確保できず、新たな職員配置基準に従った教育・保育の提供体制の整備が困難となる可能性があることから、当分の間経過措置を設ける。

2. 改正の概要

- 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園について、満 3 歳以上満 4 歳未満の園児おおむね 20 人につき 1 人以上の職員を置くこととされているとこ

ろを、おおむね 15 人につき 1 人以上とするよう改め、満 4 歳以上の園児おおむね 30 人につき 1 人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね 25 人につき 1 人以上とするよう改める。

- また、附則において、当分の間、なお従前の例によることができることとする経過措置を設ける。
- その他所要の経過措置を設ける。

3. 根拠条項

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 6 年 2 月中旬（予定）
- 適用期日：令和 6 年 4 月 1 日